

下水道 青い地球の 交通網

※平成16年度「下水道の日」推進標語

下水道は、私たちの生活を健康で快適なものにしたり、川や湖の水質を守ったりする欠かすことのできない施設で、早い整備が望まれています。
彦根市は、昭和57年度に公共下水道事業を始め、市街地の下流側から上流側に向けて、順番に整備しています。彦根市の公共下水道普及率は59.7%（平成15年度末現在）で、全国平均

の65.2%（同14年度末現在）や、滋賀県平均の75.6%（同15年度末現在）に比べると、まだまだ低い状況です。
これから、清潔で快適なまちづくりのため、財政事情を考慮しながら、できるだけ整備区域を広げたり、水洗化を促したりしていきます。みんなで彦根をきれいで環境にやさしいまちにしていきたいと思います。

下水道の2つの種類

県がつくる流域下水道
下水道の建設には、たくさんのお金と高度な技術が必要なので、市町村単位で建設するのはたいへん難しいことです。そのため、いくつかの市町村を一つの単位として下水を集め、まとめて効率よく処理するのが「流域下水道」です。県が主体となって事業を行うもので、滋賀県では県内を4つのブロックに分けています。

彦根市は「東北部処理区」に入っていて、北は木之本町から南は愛東町までの2市17町が含まれています。
市が整備する公共下水道
市内の各家庭や工場などから下水を集め、流域下水道に接続するまでの部分をいいます。市が整備や管理をします。

数字で見る 下水道の整備状況

- ▶ 供用面積は約150haの増加、
- ▶ 供用区域内人口は約6,800人増えて65,000人を突破

	平成14年度	平成15年度
下水道普及率	53.6%	59.7%
供用面積	1,340.6 ha	1,487.5 ha
供用区域内人口	58,350 人	65,104 人
供用区域内世帯	21,534 世帯	23,788 世帯
水洗化人口	42,346 人	46,804 人
水洗化世帯	15,238 世帯	16,980 世帯
人口水洗化率	72.6%	71.9%

4月から下水道使用料を改定しました

下水道には、下水管を掃除したり、下水処理場を運転したり

維持管理費

するための経費（維持管理費）と、新しく下水道を建設するために借りたお金（市債）を返済するための経費（資本費）が必要です。

これらの経費は、下水道の使用料でまかなうことになっていますが、彦根市では下水道を使う人の負担を減らすため、資本費の一部を市の一般会計で負担しています。

彦根市では、下水道の普及を進めるため、積極的に整備を進めています。今後一般会計からの負担が大きくなると、その他の市民サービスへの影響が心

配されます。

そのため、4月から下水道使用料を改定しました。

使用料は、下水道を円滑に運営し、私たちが快適に暮らすために欠かせないものです。ご協力をお願いします。

下水道の正しい使い方

- ① 生ごみを捨てない 野菜くず、割りばし、ビニール紙などは、下水道管が詰まる事故の原因になります。ディスプレイ（生ごみ粉碎机）の許可されていないものなどで細かく砕いてもだめです。
- ② 油を流さない 食用油などは下水道管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させたりします。特に、台所から出たところには、食用油などの油脂類の流出を防ぐため、分離ますの設置を義務づけています。
- ③ トイレにものを流さない トイレトペーパー以外のものを流さないでください。新聞紙やビニールなど、水に溶けないものを流すと詰まる原因になります。いったん詰まると、大がかりな修理が必要になるところがあります。

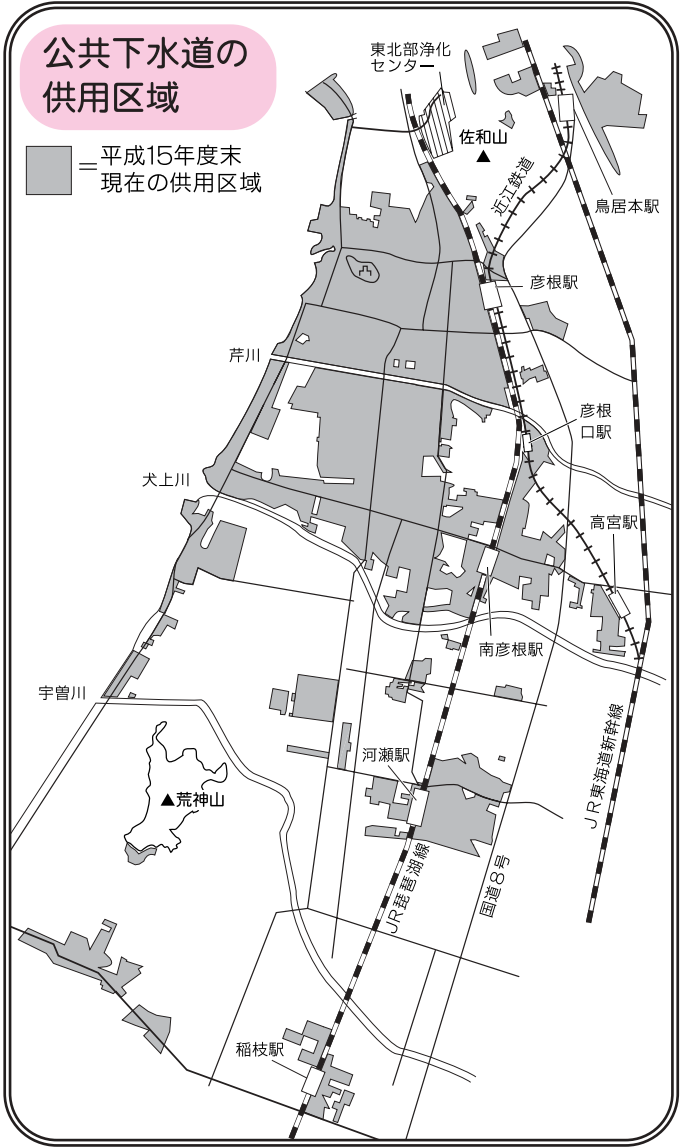
公共下水道に関する問い合わせ先 下水道部 ☎25458

番 FAX ☎25433

市内では、最近あちこちに「市役所から委託を受けて来た」などと言って、住宅敷地内の排水設備の点検、清掃、修理などを勧める業者が回っていて、法外な工事費などを請求する場合があります。市が理由もなく排水設備の清掃や修理を勧めることはありません。市は、このような業者とは一切かわりありませんのでご注意ください。

公共下水道の 供用区域

平成15年度末現在の供用区域



公共下水道が整備された 地域の皆さんにお願いします

受益者負担金
公共下水道が整備された区域の土地に対して賦課されるもので、土地の所有者や権利者の皆さんに、公共下水道建設費の一部を負担していただくものです。

下水道使用料
公共下水道施設の維持管理費などとして、利用者の皆さんに排水量に応じて負担していただくものです。

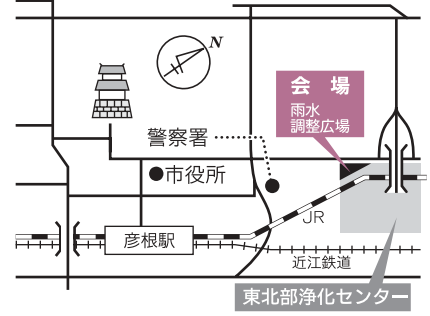
宅地内排水設備工事
排水設備は、個人の敷地内に設置し、家庭から出る台所、風呂、洗濯、水洗便所などの汚水を直接公共下水道に流すための汚水管や汚水ますなどのことです。公共下水道が利用できる状態になると、原則として3年以内に排水設備工事をしていただく必要があります。なお、排水設備工事は、基準に合った工事をするため、必ず彦根市指定下水道工事店で実施してください。

2004下水道フェア

地域の皆さんに、下水道の役割や仕組みについて理解を深めていただくため、「2004 下水道フェア」を開催します。



下水道 マスコットキャラクター「すいすい」



日時 10月23日(土) 10:00~15:00
 場所 東北部浄化センター（松原町）雨水調整広場＝同センター導入路（陸橋）南側、県道とJRの線路の間の部分
 内容 キャラクターショー、ファアファコーナー、各種模擬店、アトラクション、施設見学会 など